

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成26年 3月18日(火) 午前10時00分～10時42分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 5番 柴田 耕一、 8番 杉浦 敏和、
9番 北川 広人、10番 鈴木 勝彦、 12番 内藤とし子、
14番 内藤 皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 黒川 美克、 3番 柳沢 英希、 4番 浅岡 保夫、
7番 杉浦 辰夫、13番 磯貝 正隆、 15番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

(1) 議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額

特例に関する条例の一部改正について

- (2) 議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- (5) 議案第14号 高浜市リバースモーゲージ条例の廃止について
- (6) 議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第18号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について
- (10) 議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案10件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございませぬ。

《質 疑》

（１）議案第１０号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

問（９） 総括でも質疑が出ておりましたけども、一つは、基本的に、賛成をする反対するということではなくて、その手前の理解が、私自身ができないのがあることはお伝えしておきたいなということと、それから、伺ったところによると市長が、２０％、それから、副市長、この次の議案が、第１１号になりますけども、教育長が、１０％というお話を伺っていますけども、これの根拠に関して、お聞かせいただきたいと思ひます。

答（人事） 根拠といひますか、例年、平成２１年度から現行の、市長、２０％、副市長、１０％減額が行われております。教育長については、次の議案でございひますが、同じく１０％減額が、平成２３年６月から行われているというところでございひまして、この減額に関しまして、総括のほうでもお答えさせていただきますが、財政調整基金から約１億５，０００万円ほど繰り入れているという、財源を確保しなければならないという、依然厳しい、そういった財政状況におかれていひる現下の社会経済情勢の中で、市長、新旧の副市長、自らの給料の月額を減額することによって、減額するという前向きな申し出をいただいたことに対しましての条例をとということですので、御理解をお願いしたいと思ひ

います。

問（９） その答弁は、総括のときでも伺ったんですけども、例えば、財調からの繰り入れというのが、実際、その予算編成の中でやっていることであって、実際、こういう特別職の報酬にかかわる部分とは、僕は、別で考えるべきではないかということは、一つ思います。答弁いりませんけども、それを一つ思うことと、それから、もう一つは、やはり、今までやってきたからこの数字ですよというのは、何の根拠もない話であって、例えば、その社会経済情勢に鑑みという部分の中に何があるのか、例えば、去年よりよくなったから、では市長、10%、副市長、5%でもいいんですよ。ここもはっきり悪くなったから、市長、30%だということでもいいんですよ。だけど、その根拠となる部分が、全く伝わってこないんですよ。そうすると、これ自体がひとり歩きしていくのを非常に私は恐れるわけです。例えば、では職員がどうなんだとか、あるいは議員はどうなんだとか、という報酬部分でのひとり歩きがされていってしまうということは、これは、いくら市長だとか、副市長とか、教育長たちが、前向きに我々はこうですよということを言われても、これはやはり、今、日本でも、今回、春闘も含めて、そうですけども、やはり給料を上げていこうではないかという動きをしている中では、逆に言うと、ある面では逆行しているような見方をされないのでもないのかなという気もするんです。そういうところを考えると、やることが立派なことということではなくて、きちんと市民に対して、減らすことを、文句を言う人は、それは少ないのかもしれないよ。だけど、やはり、納得感のある、誰もが納得感のある形、そういったものをもってやるべきではないかなということを思います。答弁入りません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

（２）議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

- (3) 議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

- (4) 議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

問(1) まだ若干教えていただきたいことがあるので、お伺わせていただきたいと思います。参考資料にございます「福祉まるごと相談グループ」について、でございますが、現行の体制より市民の皆さんにとって、何がどうよくなるのか具体的に教えてください。また、グループ名などの周知方法も合わせて教えてください。

答(人事) 「福祉まるごと相談グループ」の新設の狙いですが、こちらのほう、総括のほうでお答えさせていただきました答弁の繰り返しになるかもしれませんが、御了承ください。生活保護の要件には該当しないものの生活困窮の状態にあるような制度のはざまにある人や、例えば、児童虐待の問題であっても、その原因となるのが、家庭環境であったり生活困窮であったりと、さまざまな原因が重なっているというといった重層的な課題のケースの相談に加えて、近年、相談件数が著しく増加している児童虐待やDVの相談に対応するため、これまで各グループで対応していた福祉の相談窓口を「福祉まるごと相談グループ」に一本化しまして、関係部署との連携を取りながら、困りごとの解決に取り組むことで、福祉に関する総合相談窓口としての機能を充実させることを狙いとしているところでございます。ですので、これまで介護保険グループの中にありました地域包括支援センター、こちらを包括的に、また、

介護というとお年寄りというような概念ですが、そうではなくて障がいのある方、生活困窮のある方、児童虐待の問題を抱えている方、そういった方を包括した相談窓口というようなことを想定してございます。

「・・・」と発声するものあり。

答（人事） すみません。周知方法ですが、広報と、あとホームページ等で周知を図っていきたいと思います。

問（１） そうすると、例えば、市民の方は、福祉の関連の相談があれば、まずは、「福祉まるごと相談グループ」に伺えばよろしいのでしょうか。

答（人事） 前の総括の答弁でもお答えさせていただいていますが、福祉のワンストップサービスというような狙いでございますので、まずは、こちらの「福祉まるごと相談グループ」のほうに御相談していただいて、それぞれの福祉部の中でもいろいろグループがございまして、そういった担当のグループのほうに振り分けさせていただくというようなことを考えております。

問（１） 総括のときにおいても、改正についての大きな目標はお伺いしましたが、例えば、窓口のたらい回しをなくすとか、待ち時間を減少させてスムーズな相談体制を確立など、市民生活に直結する窓口相談業務については、どのようなことを目標に掲げて、今回、グループを改正したのか教えてください。

答（人事） たらい回しだとか、スムーズ、そういったことを防ぐために、まさに「福祉まるごと相談グループ」という窓口を一本化させていただきまして、そういったことがないようにしていきたいと考えております。

問（１） 例えば、その具体的に、目標ですよね、たらい回しをどれぐらいなくすとか、待ち時間をどれぐらい減少させるという、具体的な目標数値というか、具体的なことは何かあるんでしょうか。

答（人事） 具体的な数値、今でも、その待ち時間の時間だとか、そういったことを計測しておりませんので、具体的な、数値的な目標というのはないんですが、市民サービスの向上がメインでございまして、市民がそういうふうな不快に思わないような取り組みを、この「福祉まるごと相談グループ」のほうでは実現していきたいと、そのように考えております。

問（１） それでは、４月１日までに、市民の皆さんにわかりやすく業務をスムーズに行えるよう万全の相談体制を築いてください。

問（１２） この事務分掌条例の一部改正ですが、平成２４年１２月にも条例改正をしているのですが、その際に改正をして、今回また改正。今、言われたような福祉まるごととか、企業、じゃない、介護保険とか、いろいろあるんですが、ここに載っています「セ」、「ソ」、「タ」というようなね、こういう問題については、これまでに何か不都合があって、こういう改正になったのかどうか、そのあたりをお願いします。

答（人事） 今回、組織改正の狙いといたしましては、不都合ではないですが、全体的に、１月に議決を賜りました中期基本計画、この計画をスピーディーかつ着実に実行していくために、組織改正のほうをやらせていただくというような狙いでございます。

問（１２） そうしますと、特に、この企業誘致、工業用地に、特に、豊田町三丁目なんかを含めてやって行くという関係で、何ていいますか、仕事がというか、作業がというか、スムーズに行くためにというようなこともあるのでしょうか。

答（人事） 豊田町三丁目という表現だけにこだわらず、今回、「企業支援グループ」というグループ立ち上げさせていただきました。そちらの狙いにつきましては、新たな工業用地の確保や企業誘致などの重点施策を短期的で集中的に行うためには、用地交渉等に専門知識を有する職員が必要であること、また、都市政策部に、今、移管するという事で、農、商、工の三つの産業が連携しまして、企業誘致後のまちづくり活動や産業活動につなげていくというようなところを、主な狙いとしてございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

問（16） 総括のほうでも質問が出ておりましたけれども、今回、リバースモーゲージ制度の廃止ということでございますけれども、本市におかれましては、国に先駆けて、この制度を立ち上げて今日まで継続してこられたわけですが、立ち上げから何年になりますでしょうか。それから、幸いといえますか、利用しなければならぬ方は、今日までいなかったということですが、利用者がいなくても、今日まで継続してこられた理由について、伺いしたいと思います。

答（保健福祉） 今回の条例については、平成13年度から施行しております。また、これまで残してきた経緯と申しますのは、実は、市が条例をした当初は、類似の制度がなかったということで、ずっと継続をしておりますが、こうした全国的な展開を見てみますと、廃止をされた市町村がふえてきた。実は、この条例自体、私も厚生労働省のほうから確認をしておる中では、もう高浜市だけであるよというようなお話を聞きまして、そうしたこと、全国的なそうした状況、そして、その代替え措置が充実してきたことから、今回、廃止をさせていただく、そうしたものです。

問（16） 廃止の理由はわかりましたけれども、今まで何とか継続してきたその背景というか、理由について伺っているんですけども。

答（保健福祉） この高浜市リバースモーゲージ条例というのは、もともと生活をしていく上でのセーフティネットというような位置づけで始めております。それで、今回、この条例自体は廃止をしますが、私ども生活困窮者の自立支援事業ですとか、新しい取り組みを始めていきます。そうしたことから、これをきっかけにという、一つの経緯となっております。

問（16） それで、今回、国が愛知県に社協に委託して実施するということですが、国が、この愛知県に委託するという、こういった事業を立ち上げるこの背景と経緯ですか、伺いしたいと思います。

答（保健福祉） 実は、厚生労働省が、リバースモーゲージ制度自体は、これは必要な制度であるというようなことで、県の社会福祉協議会に委託ということではなくて、全ての、全県の社会福祉協議会で、この事業を行うようにという指導があって、全国的に展開をされたというものであります。

問（16） では、本市の社協さんが、県、県ではなくて、ちょっともう少し、

そこら辺、もう少し詳しく、ごめんなさい。

答（保健福祉） この制度自体は、厚生労働省が主導しまして、全国の県の社会福祉協議会で、一つの事業として、実施をなささいよということで、全国の社会福祉協議会が、その事業を実施されてみえます。そういう内容です。

問（16） だから、愛知県も実施をするということですね、これ4月1日から。

答（保健福祉） 高浜市が始めたのは、先ほど、平成13年度と申し上げました。実は、この制度自体を県の社会福祉協議会が始められたのは、平成15年度からになります。

委員長 よろしいですか。

「・・・」と発声するものあり。

問（16） そこがやっているからというふうですね。やっと理解できました。理解力が鈍くてすみません。それで、利用する場合は、そうすると県のほうへ直接出向かなければいけないのか、今後、利用者が出た場合ですけれども、そこら辺、細かいこともお伺いしておきたいと思います。

答（保健福祉） この制度自体は、県の社会福祉協議会が行いますが、市の社会福祉協議会を経由して、県社協にお申し込みを行うということで、高浜市の社会福祉協議会が窓口となっていきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

（6）議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

問（5） 確認だけなんですけれど、これは、当市がやるんですけれど、他の市町村も全て行うのか、そこら辺の確認だけお願いします。

答（保健福祉） この制度自体は、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づ

いて、全ての市町村で実施をするものであります。

問（14） この手当ですけれども、手当ということは、金額が支給されると思うんですけれども、これもう既に決まって、金額的に決まっておるのか、それは何というか、根拠というんですか、どういうためのものという、ここに書いてあるんですけれども、もうちょっと詳しくと。それは、全国的に一律の手当になっているのかということと、それから、これは、いわゆる一部の地域に発生したインフルエンザを、全国的に、こう何ていうの、支援をして、抑えるんですかね、いわゆる一地域の問題ではないよ、日本の全体の問題として捉えて取り組むことであるから、いわゆる手当の、そのお金の出所というのは、市から出るのか、市からとりあえず出しておいて、県なり国からのそういう補助金とか、何らかの形で、このお金が入ってくるのかと、その辺についてお聞きします。

答（保健福祉） 今回の新型インフルエンザの対策の特別手当というのは、手当の額については、市町村で定めることとしておりまして、今回、既にあります条例の中に、この手当の部分を含ませていただいたということで、その手当の額につきましては、30日以内の期間であれば、3,970円、1日当たり。その他の公共の施設であれば、3,970円、その他の施設であれば、1日につき、6,620円。こういった額については、今までは条例の中で規定をしておりますので、今回、インフルエンザ等が発生した場合は、その今まで定められていた条例の金額をお支払いするというので、このインフルエンザ対策特別手当というのが、新たにできたものですから条例の中に加えるというものでございます。その金額というのは、市が出す。市が要請をして、職員に来ていただきますので、市が出すものということでありまして。そして、またこの対策特別手当自体が、大体、想定をされるのは、高浜市でこういったインフルエンザが発生したのか、それが新型インフルエンザなのかどうかということを確認するために、国の感染症研究所、そういった国の職員に来ていただいた場合に、その金額を払うというものでありますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

(7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

問(12) この介護保険、介護予防の総合的な実施及び推進に関するという一部改正ですが、消費税が上がることによって、介護サービス費の区分支給限度額というのを上げるという、上げるというか、ということだと思んですが、どれぐらいそれぞれ上がるのかということと、それから、利用料がそれに応じて上がるのかどうか、その点、お願いします。

答(介護保険) 今回の改正、区分限度額の改正でございますが、介護報酬が、平均で、0.63%上がることに伴いまして、区分支給限度額を上げるということで、上昇率におきましては、国の上昇率をそのまま適用して、例えば、要介護1ですと、0.68%だとか、要介護2ですと、0.70%というふうで上げる内容でございます。また、御本人様の負担でございますが、この1割負担という部分は変わってきておりませんので、介護報酬が、0.63%上がった分だけ、また、1割負担の部分も上がってまいります。

問(12) こういうふうに、こういう区分限度額の基準額ですか、これを、このような一部改正をしなければならないというか、する自治体というのは、どれぐらいあるのかどうか、お願いします。

答(介護保険) 現行、高浜市のように区分支給限度額を独自で、条例で設定しておる保険者は、十数保険者程度というふうで認識しております。

問(12) そうすると、ほかのところは、国の基準どおりということだと思んですが、この十数保険者というのは、何ていいますか、どうして、そういうやらなければ、区分支給限度額を上げているところと、上げていないところがあるのか、そのあたりわかりましたら、お願いします。

答(介護保険) 区分支給限度額を市独自の条例で設定するというのは、高浜市の介護保険の理念の在宅重視という部分で、区分支給限度額を独自で設定をさせていただいております。それで、他の市町におきましては、どういったお考えかわかりませんが、国基準でやっているという状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

(8) 議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問(12) 総括でも質問あったんですが、この、何て言いますか、かわりの、ではない、「あっぽ」が今まであったところを壊すということなんですが、「あっぽ」にかわる施設をつくるって、その図面と申しますか、設計図というか、そういうのは、まだ、できてはいないのでしょうか。

答(保健福祉) 今回の条例の廃止につきましては、「あっぽ」を廃止すること、条例上廃止するから残しておけないよということで、廃止をさせていただくというのが大前提であります。その後の施設については、総括の中でもお話しましたが、社会福祉協議会が、実施主体として、新しい施設の中で宅老所機能をつくっていくというような状況になっております。私どもも、実は、その部分の具体的な図面というのは、まだ見ておりません。なお、それにかわる施設、これは利用可能な場所、地域の中で、確保できるよう、今、社協さんと一生懸命やっておりますので、その部分、代替的な一時的な部分については確保していきたいよ、そういうふうに考えております。

問(12) まだ、新しい代替地、代替的な場所としては、決まっていないということだと思いませんかということと、土地は、これ市の土地だと思んですが、これは、どのようになるのかということと、それから、「あっぽ」にかわる施設の中には、どういう、グループホームだけではなくて、どういう施設が含まれるのか、その点お願いします。

答(保健福祉) 委員、御質問のとおり、土地は、市のものでありますので社協さんのほうに貸与するというような形になると思います。また、施設はどういうふうかというところは、これは、実施主体は社協さんでありますので、社協さんのほうでしっかり考えてみえますが、私どもも図面を見せていただく中で、一緒に考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願

いします。

問（１２） 先日、地域交流スペースが建てられ、グループホームと一緒に建てられるというようなお話を聞いたんですが、ほかには、何か市のほうとして、考えてみえるところがあるんでしょうか。

答（保健福祉） もともと施設自体は、社協さんが主体で考えられ、建てられるものでありますので、私たちは、宅老所の機能の分を残してくださいよというようお願いをしている状況の中で、具体的な図面というのが、実は、先ほど申し上げましたように、まだできていないものですから、ちょっと今の段階では、何とも申し上げられませんので、よろしくお願ひします。

問（９） ちょっと確認なんですけども、例えば、社協さんの施設ができるまでの間に、今の「あっぽ」の代替えのところは、確保できたということになった場合、また、この条例の中に、介護予防拠点施設としてのものを載せるということがあるのか、そしてまた、そこから、今度、新しい社協さんの施設の中に、そういう施設の中に盛り込んでできあがった場合に、この条例の中にそれが入ってくる可能性があるのか、ちょっと確認したいんですけども。

答（保健福祉） 代替えの施設が確保した場合ということではありますが、時間的には短い中であるものですから、私どもは、委託の中で単年度分についてはしていきたいなということを考えております。それと、あと条例のほうなんですけど、今回、新しくできる施設につきましては、社協さんが実施主体となって運営をされていく、また、建物も社協さんがつくられるということから、市として、設管条例に近いような形の条例化というのは、今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

（９）議案第１８号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

問（１４） この法律が変わるということで、法律のほうに、この協議会の目

的が、第2条に、2項にわたって書いてありますけど、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議することと、その審議された総合施策が適切な実施をするために調整機能をするというふうに、一応、このように謳ってありますけど、高浜市の協議会、ここ数年といいますかね、これまでに、どのようなことを取り組んでみえたのかということ、まずお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ）　ここ数年でございますが、高浜市の青少年を取り巻く現状と課題ということで、各分野、例えば、警察であるとか、児童相談所の方、あるいは、高校の先生、小中学校の先生など、さまざまな現状と課題を報告いただきまして、その中で意見の交換をしております。また、毎年、大きな社会問題となっているようなことを取り上げまして、それを中心に、意見交換、あるいは、今後、高浜市としてどのようにあるべきかという御意見も頂戴しております。例えば、今年度につきましては、NTTドコモさんをお招きしまして、青少年の携帯電話の取り扱い、今、いじめであるとか、ネット依存症であるとか、いろいろな問題が出ておりますが、そういったことを中心にテーマとして取り上げさせていただいております。

問（14）　そこで協議といいますか、議論された内容が、各関係機関と、ここに行政関係機関と書いてありますけども、相互の連絡調整を図ると書いてありますけども、そういったことが、それぞれの関係機関に報告されているというか、ということも、されておりますでしょうか。

答（文化スポーツ）　内藤委員、おっしゃるとおりでございます。

問（14）　そこで、よくわかりましたけども。そこで、今回の法律の改正で、いわゆる、これ、できる条例ですね。要するに、法律はなくなったけども、地方が判断してつくるかつくらないか考えて、要するに権限委譲といいますか、これまでもいろんな形が、法律がなくなって条例で定めるか定めないかを決めてきたわけですけども、ほとんど、高浜市の場合は、法律がなくなった場合、条例で制定してきたと思いますけども、そういった関係で、今回も設置をするのか、特別な意味をもって、おくことに決めようとしているのか、それについてお聞きします。

答（文化スポーツ）　青少年ということにつきましては、例えば、生涯学習基

本構想におきましても、青少年、特に、子供たちに焦点を当てた生涯学習に取り組みながら、地域の大人たちを巻き込んでいくということを大きなテーマとしております。そういった観点からも、青少年の健全育成、そして、今後、さまざまな課題、問題等が指摘されております青少年対策ということも、専門の委員の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいという意味で、存続をさせていくというふうに決めております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

(10) 議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第19号の質疑を打ち切ります。以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会において、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第11号 高浜市教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第12号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第13号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(5) 議案第14号 高浜市リバースモーゲージ条例の廃止について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第15号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- (8) 議案第17号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (9) 議案第18号 高浜市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (10) 議案第19号 高浜市社会教育委員設置等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 42 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長